

ドイツ金属労働者組合(DMV)と産業合理化問題(一)

——第一次大戦前期の金属機械工業の労働者状態と労働組合運動——

本山 貞一

一 ドイツ第二帝制期の労働組合運動

——概況と問題提起——

二 ドイツ金属労働者組合(DMV)の発展と限界

(一) DMVの発展

(二) DMVの限界(以上、本号)

三 金属機械工業の発展と労働者状態(以下、つづく)

四 ドイツ金属労働者組合(DMV)の組織問題と合理化問題への対応

ドイツ金属労働者組合(DMV)と産業合理化問題(一)

一 ドイツ第二帝制期の労働組合運動

——概況と問題提起——

第一次世界大戦に先だつ約四半世紀間のドイツ労働運動の発展はめざましかつた。⁽¹⁾ 社会民主党 Sozialdemokratische Partei Deutschlands, SPD とともにその担い手であつた労働組合、なかでも自由労働組合 Freie Gewerkschaften は、組合員数、組織活動、財政力、世論への影響力など、あらゆる面で急速な発展と強化をしめし、大戦直前までに反動的な国家体制が支配するドイツ帝制社会のなかに確固たる、そして特異な地位を築きあげた。⁽²⁾ ところが、こうした急速な発展の裏面でこの時期のドイツ労働組合運動は重大な弱点をかかえ、ついにこれを克服することができなかつたのである。本稿では、ドイツ金属労働者組合をとりあげて具体的にこの事実を考察するが、ひとまず労働組合運動の一般的発展の概況をみたくえで問題を提起することにした。

まずこの時期の労働組合員の増加をみると、自由労働組合の組合員数は一八九三年の二万八千九百七二人から一九一三年には二万五千八百七十三人に約一二倍の著増をしめした。一八九五年に結成されたキリスト教労働組合 Christliche Gewerkschaft も発足当初五年間平均二万五〇〇〇人から一九一三年には三万一千七十五人に成長した。これに対して社会主義鎮圧法下でゆいつ公然活動を許されたヒルシュ・ドゥンカー労働組合 Hirsch-Dunckerschen Gewerkschaft は相対的に伸び悩んだが、それでも一八九三年の四万五千五百四十八人から一九一三年には一〇万六千六百一十八人となつた。このような労働組合員数の急速な増加は、むろん経済部門や地方によって条件に応じた相違をみせていたが、それでも全部門と全地方でみられた。⁽⁴⁾ 労働組合がとく顕著な発展をみせたのはドイツ経済の急激な発展と新産業技術開発の担

い手となった部門、つまり金属Ⅱ機械工業、鉱山業、建設業、交通運輸業などであり、これに対して初期の労働組合運動において指導的な役割をはたした印刷工、仕立工、タバコ労働者などの地位は相対的に低下した。⁽⁵⁾ 地方別の発展は、ほぼこのような経済部門別の発展傾向に照応していた。成長部門が立地する地方ではより急速に、そして経済発展がおくれた地方では緩慢に、しかし全般に著実に、労働組合組織が発展し普及していった。したがってピスマルクの失脚Ⅱ社会主義鎮圧法廃止の一八九〇年から大戦勃発の一九一四年までの二四年間に、緩急や時期のずれ、質的量的な相違はあるにせよ、労働組合は特定の少数グループの組織から広範な労働者階級の日常的な労働Ⅱ生活条件と直接に結びついた大衆組織へと発展をとげた。⁽⁶⁾

このような組合員数の急増と組合組織の普及にともなう、労働組合運動の統一機構が発展していった。⁽⁷⁾ その出発点となったのは一八九二年三月ハルバーシュタットで開催された第一回ドイツ労働組合大会であった。⁽⁸⁾ この大会は一八六〇／七〇年代以来の古い伝統をもつ職種組合のほか、社会主義鎮圧法廃止後に結成された多数の労働組合が参加し、六七組合の三〇万三五一九人を代表する二〇八人の代議員が組織綱領はじめ、その後のドイツ労働組合運動の基本的枠組みとなる重要な決定をおこなった。一、労働組合は団結を手段として労働者の物的精神的利益の保護促進をめざす。二、ドイツ労働組合運動の統一のために定期的に労働組合大会 Kongress der Gewerkschaften Deutschlands を開催する。三、労働組合大会に対応する統一的中央執行機関としてドイツ労働組合総務委員会 Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands を設置する。四、労働組合の組織単位を職種別、産業別その他の原則にもとづく中央(全国)組合 Zentralverband とし、その自治権および労働組合大会への参加権を承認する。五、各中央組合の地方支部の連合体として地方別の労働組合カルテル Gewerkschaftskartell を結成する。⁽⁹⁾ こうしてハルバーシュタット

ト大会は近代的労働組合運動にふさわしい統一的労働組合組織の基本構造をあきらかにし、こんにちにいるドイツ労働組合の発展の基礎を築いた。その特徴は職種別原則と産業別原則の妥協にもとづく中央集権的連合体であったといえる。⁽¹⁰⁾そして労働組合大会に参加した中央組合が共通に組合員の政党支持と信仰の自由をうたったことから、それらを一括して自由労働組合と称するようになった。⁽¹¹⁾しかしハルバーシュタット大会に代表を送った労働組合のなかでもヒルシュロッドダウンカー組合のようにその後の行動を別にしたものがあり、また一八九五年にキリスト教労働組合が結成されるなど、労働組合運動の統一が完全でなかったことを忘れてはならない。⁽¹²⁾ともあれ自由労働組合は、先にあげた組合員数の増勢にもあきらかなようにこの時代のドイツ労働組合運動を代表する存在となり、その総務委員会はあらゆる面で重要な指導的役割を演じたのである。

自由労働組合を構成する各中央組合の内部機構も徐々に整備されていった。それは基本的傾向として、一、産業別組合を最初から指向し中央から地方支部の新設と拡大をはかったもの（金属労働者組合、木工労働者組合などのちに大組合になったものが多い）、二、職種別組合が合併してしだいに多くの職種を統合していったもの（建築労働者組合、印刷工組合など中規模の組合が多い）、三、職種別組合の原則を維持したもの（桶職組合など多数の小組合）という三様の発展形態に対応した特徴をもっていたが、⁽¹³⁾中央本部——地区本部（管区）——地区支部というピラミッド型の機構を形成した点で共通性がみられた。⁽¹⁴⁾こうした中央組合の内部機構については、次節で金属労働者組合についてくわしくみるであろう。

組合員数の増加と組合機構の整備にともなって、その活動も急速に強化していった。この点はまず労働争議Ⅱストライキの指導、支援あるいは調停にみられる。労働組合が関与したストライキは一八九〇／九四年の平均年間一〇

九件、参加人員一万一六四六人から、一九〇五／〇九年の平均年間二二四六件、参加人員二〇万五一九〇人にいちじるしい増加をしめた。またこの間に労働者側の攻撃ストライキの比率が四割前後から六割ちかくに増大したことも、労働組合の力の強化をあらわしていたといえよう。⁽¹⁵⁾しかし労働組合が一般にストライキ以上に努力をそそぎ、また成果をあげることができたのは、いわゆる協約運動 Tarifbewegung。つまり雇用主または雇用主団体との団体交渉をつうじての労働協約の約定であった。⁽¹⁶⁾労働組合が約定した労働協約件数は一八九〇年に五一件、一八九五年にも八一件にすぎなかったが、その後急増をしめし一九〇〇年に三三〇件、一九〇五年に三五六件、一九一〇年に八二九八件、一九一二年に一万二四三七件にたつした。一九一二年に対象となった企業数二〇万八三〇七企業、人員一九九万九五七九人であった。⁽¹⁷⁾このように今世紀にいつてから労働協約件数が急激に増加し、ほとんどあらゆる経済部門そして地方に普及していった事實は、労働組合の力の強化にもなつてようやく雇用主および雇用主団体が労働組合を交渉相手として承認したことをものがたつていた。つまり労働組合の社会的認知をいみした。そしてそれは労働組合の側にも労働条件の改善と労働問題の解決を交渉をつうじて平和的に達成するという展望を与え、労使双方に新しい労使関係の確立と安定化を求める動きをひろめた。協約共同体 Tarifgemeinschaft の構想がこれであり、一九〇七年以後のストライキ件数の漸減傾向がその結果をあらわしていた。⁽¹⁸⁾

こうした労働協約による労使関係の安定化の努力と併行して、労働組合は組合員の日常生活に密着した活動にも力をそそいだ。そのための主要な手段が共済制度 gewerkschaftliches Unterstützungswesen であつた。⁽¹⁹⁾労働組合の共済制度はすでに古い伝統をもつていたが、一八八〇年代の国家的社会保険制度の実施以後は国家保険に欠落していた失業保険としての機能を強化していった。それは失業手当のほか職業紹介、移転のための旅費の支給、住宅の斡旋を

有機的に結合して、組合員の生活と雇用の安定化におおいに貢献した。ストライキに際してはストライキ手当を支給し、したがってストライキ基金としても機能した。⁽²⁰⁾ 自由労働組合がこうした共済制度の運営のために支出した金額は一九〇〇年に四七三万マルク、一九〇五年に一九一七万マルク、一九一〇年に三九一二万マルク、一九一三年に四七七九万マルクと、これまた急速に増加した。⁽²¹⁾ このほか労働組合は組合員の生活条件の改善、社会的地位の向上のためにさまざまな活動を展開し、充実させていった。⁽²²⁾ 職業教育、消費組合、労働者スポーツ文化運動、労働者図書館、労働組合新聞、そして労働者書記による権利保護など。⁽²³⁾ こうした活動のために中心的な都市では労働組合カルテルによって労働組合会館が建設され、組合業務の集中的な処理がおこなわれたほか、その集会所や会議場では連日いろいろな催し物が開催され、労働者生活に欠かせない生活センターとして機能した。⁽²⁴⁾ したがって労働組合は労働者大衆に密着したさまざまな活動をつうじて彼らの労働生活のなかに定着し、⁽²⁵⁾ 反動的で反労働者的なドイツ帝制社会において労働者階級のためのもう一つの社会を形成したといつてよい。⁽²⁶⁾

ところで、労働組合の活動力の強化をしめすもう一つの指標として、複雑多様化した組合活動を専門的に担う専従活動家の集団が登場したことを指摘しておかねばならない。⁽²⁷⁾ 彼らは労働組合の役員として、事務処理をする職員として、あるいは編集者、通信員、指導員、オルガナイザー、労働者書記として、労働組合から賃金を支給されてすべての能力とエネルギーと時間を労働組合活動に投入した。つまり彼らは労働組合活動を職業とする専門家であった。その数が増加しはじめたのはやはり今世紀にはいつてからで、一八九九年には全国で一〇七人であったのが一九〇七年には一六二五人、一九一四年には二八六七人となった。組合員千人当りの人数でも右の年にそれぞれ〇・二人、〇・九人、一・二人と増加した。⁽²⁸⁾ それは労働組合の社会的確立とともに労働組合の組合員に対するサービス給付が強化し

ていったことの指標であるといつてよい。しかし他面でこうした専従活動家の集団としての急増は、労働組合運動のあり方に重要な反作用を及ぼさずにはいかなかったのである。⁽²⁹⁾

さて、右のようにみえてくると、第一次世界大戦に先だつ約四半世紀間のドイツ労働組合運動の長足の発展と、経済的社会的に強大な力をもつ存在としての確立があきらかである。ところがそれにもかかわらず、この時期のドイツ労働組合運動は根本的に重大な弱点をかかえ、それを克服することがついにできなかったのである。この弱点は組合員の構成や指導者層のイデオロギーとからみあってけつして単純ではなかったけれども、いままとも基本的な側面をとらえてひとことというとなれば、ドイツ帝国主義の産業的基礎をなす重工業大企業に組織の手を伸ばすことができず、金融資本の寡頭支配になんら有効な攻撃をくわえることができなかったということ、したがってドイツ労働者階級の運命をにぎる支配階級の中核に打撃を与えることができず、彼らを交渉の場にすらひきだせなかったということである。このことは労働組合員が三〇〇万人をこえながらドイツ帝国がついに労働組合を法認することがなかったという事実⁽³⁰⁾にたんに表現された。むしろそれは金融資本が労働組合を無視し放任したということではない。事実は逆である。金融資本の代表者とその突撃隊は労働組合に正面から敵対する体制を整え、断固たる攻撃をしかけ、自己の支配領域を全力をあげて労働組合の侵入から防衛した。そしてこの防衛はほぼ成功したのである。いかえれば金融資本と労働組合の緊張関係はこの時期をつうじて激化こそすれ、けつして緩和することはなかったのである。そうした条件のもとで労働組合もしくはその指導者層が指向した協約共同体とは何をいみしたのであろうか。

以下では、自由労働組合のなかでもとくに発展がいちじるしく、その組織と活動において最大最強をほこった金属労働者組合に注目して、労働組合運動の基礎的諸条件とそれによって規定された重大な弱点の実態、そして運動の限

界とその帰結を具体的に考察するところとした。これが本稿の課題である。

- (一) マーティン第二帝制期の労働運動についての研究は東西両マーティンにわたって非常に豊富であるが、個別研究が多く全体像の把握が乏しい。この点に著者は「*Gerhard A. Ritter, Die Arbeiterbewegung im Wilhelminischen Reich. Die Sozialdemokratische Partei und die Freien Gewerkschaften 1890-1900*, 2. Aufl. Berlin 1963; ders., Arbeiterbewegung, Parteien und Parlamentarismus. Aufsätze zur deutschen Sozial und Verfassungsgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts, Göttingen 1976; ders., Staat, Arbeiterschaft und Arbeiterbewegung in Deutschland. Von Vormärz bis zum Ende der Weimar Republik, Berlin/Bonn 1980. 歴史学」Arno Klönne, Die deutsche Arbeiterbewegung. Geschichte, Ziele, Wirkung, Düsseldorf/Köln 1980. 歴史学」Dieter Fricke, Die deutsche Arbeiterbewegung 1869-1914. Ein Handbuch über ihre Organisation und Tätigkeit im Klassenkampf, Berlin 1976; Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Hg. von Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Bd. IV, Berlin 1967. 本館蔵」Hans-Josef Steinberg, Die deutsche sozialistische Arbeiterbewegung bis 1914. Eine bibliographische Einführung, Frankfurt/New York 1979. 本館蔵」を参考に、この点に著者は「*Gerhard A. Ritter, Die Arbeiterbewegung im Wilhelminischen Reich und an der Ruhr*, hg. von Hans Mommsen, Wuppertal 1980. 本館蔵」を参考に、この点に著者は「*Gerhard A. Ritter und Klaus Tenfelde, Der Durchbruch der Freien Gewerkschaften Deutschlands zur Massenbewegung im letzten Viertel des 19. Jahrhunderts*, in: Vom Sozialisten-
- (二) 対象を労働組合運動にかぎらず、個別的事例研究は豊富だが、マテリアルな線を中心としたものが多いため、その中で Wilhelmischen Deutschland 1890 bis 1914, Stuttgart 1980. 本館蔵」を参考に、この点に著者は「*Gerhard A. Ritter und Klaus Tenfelde, Der Durchbruch der Freien Gewerkschaften Deutschlands zur Massenbewegung im letzten Viertel des 19. Jahrhunderts*, in: Vom Sozialisten-
- (三) 対象を労働組合運動にかぎらず、個別的事例研究は豊富だが、マテリアルな線を中心としたものが多いため、その中で Wilhelmischen Deutschland 1890 bis 1914, Stuttgart 1980. 本館蔵」を参考に、この点に著者は「*Gerhard A. Ritter und Klaus Tenfelde, Der Durchbruch der Freien Gewerkschaften Deutschlands zur Massenbewegung im letzten Viertel des 19. Jahrhunderts*, in: Vom Sozialisten-
- (四) 対象を労働組合運動にかぎらず、個別的事例研究は豊富だが、マテリアルな線を中心としたものが多いため、その中で Wilhelmischen Deutschland 1890 bis 1914, Stuttgart 1980. 本館蔵」を参考に、この点に著者は「*Gerhard A. Ritter und Klaus Tenfelde, Der Durchbruch der Freien Gewerkschaften Deutschlands zur Massenbewegung im letzten Viertel des 19. Jahrhunderts*, in: Vom Sozialisten-

- gesetz zur Mitbestimmung. Zum 100. Geburtstag von Hans Böckler, Hg. von Heinz O. Vetter, Köln 1975; Jutta Schmidt und Wolfgang Seicher, Die deutsche Gewerkschaftsbewegung von der Mitte der neunziger Jahre des 19. Jahrhunderts bis zum Ersten Weltkrieg, in: Franck Deppe, Georg Fülbert, Jürgen Harrer u. a. (Hg.), Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung, Köln 1977. ローゼンツの初期の労働組合運動や熟練労働者の改良主義的運動「労働者の闘争的な文化様式」の反復的な不熟練労働者の「新しい労働運動」の出現について。Vgl. Karl H. Roth, Die „andere“ Arbeiterbewegung und die Entwicklung der kapitalistischen Repression von 1880 bis zum Gegenwart. Ein Beitrag zum Neuerstandis der Klassengeschichte in Deutschland, München 1974.
- (3) Gerd Hohorst, Jürgen Kocka und Gerhard A. Ritter, Sozialgeschichtliche Arbeitsbuch, Materialien zur Statistik des Kaiserreichs 1870-1914, München 1975, S. 135ff.; D. Fricke, a. a. O., S. 672, Tabl. 102. u. a.
- (4) Schönhoven, Expansion, a. a. O., S. 127, Tabl. 7; ders., Gewerkschaftswachstum, a. a. O., S. 24.
- (5) Fricke, a. a. O., S. 696ff. Tabl. 105; Schmidt u. Seichter, a. a. O., S. 81; Schönhoven, Expansion, a. a. O., S. 127, Tabl. 7.
- (6) Schönhoven, Expansion, a. a. O., S. 107-125.
- (7) Nestriepke, a. a. O., 記書「四ノベーンシュタットの概略」を紹介されている。
- (8) ハルバーシュタット大会に先だって社会主義鎮圧法廃止直後の一八九〇年一月にベルリンで労働組合代表者会議が開催され、ドイツ労働組合運動の統一のための諸条件が検討された。また同年九月の社会民主党ハレ党大会で、労働組合の育成が今後の主要課題とされ、これをめぐって同党は中央集権的統一組織の構想をうめた。しかしベルリン会議でこの案は地方組合や職種組合の反対にぶちあたり、結論をだすにいたらなかった。このためベルリン会議は統一組織のための原案作成と組合間の意見の調整、および全ドイツ労働組合大会の準備を任務とする委員会を設けた。ハルバーシュタット大会はこの委員会—ドイツ労働組合総務委員会—の呼び寄せられた。Ebenda; Fricke, a. a. O., S. 666ff.
- (9) Vgl. Protokoll der Verhandlungen des ersten Kongress der Gewerkschaften Deutschlands. Abgehalten zu Halberstadt von 14. bis 18. März 1892, Nachdruck, Berlin/Bonn 1979. Vgl. auch Nestriepke, a. a. O.; Fricke, a. a. O.
- (10) Vgl. Gerhard Beier, Einheitsgewerkschaft. Zur Geschichte eines organisatorischen Prinzips der deutschen Arbeiter-

Bewegung, in: Ders., *Geschichte und Gewerkschaft. Politische-historische Beiträge zur Geschichte sozialer Bewegung*, Köln 1981, S. 316; vgl. auch Wolfgang Schröder, *Klassenkämpfe und Gewerkschaftseinheit*, Berlin 1965, S. 249 ff.

(11) 自由労働組合とドイツ各邦は十七一八七七年にカール・リッパが設立した労働組合の目的は、リッパが「自由労働組合」の旗印としたのは一八九〇年の後のことである。Ritter u. Tenfelde, *Durchbruch der Freien Gewerkschaften*, a. a. O., S. 64, Anm. 6; Fricke, a. a. O., S. 666, Anm.; Schmidt u. Seichter, a. a. O., S. 87.

(12) カール・レープホルツの「労働組合」を vgl. Hermann Josef Wallraff, *Die Belastung einer Gewerkschaft durch ideologische Differenzen*——Spannung innerhalb der christlichen Gewerkschaftsbewegung in den Jahren 1900-1914, in: *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung*, a. a. O., S. 135-152; Franz J. Stegmann, *Der soziale Katholizismus und die Mitbestimmung in Deutschland. Vom Beginn der Industrialisierung bis zum 1933*, München 1974.

(13) Dieter Langewiesche und Klaus Schönhoven, hsgg., *Arbeiter in Deutschland*, Paderborn 1981, S. 29.

(14) Vgl. Fricke, a. a. O., S. 690-712; Schönhoven, *Expansion*, a. a. O., S. 261 ff. insb. S. 331 ff.

(15) Fricke, a. a. O., S. 671 Tabl. 122 u. S. 763 Tabl. 123.

(16) Klönne, a, a, O., S. 102 f. Vgl. Peter Ullmann, *Tarifverträge und Tarifpolitik in Deutschland bis 1914. Entstehung und Entwicklung interessenpolitischer Bedingungen und Bedeutung des Tarifvertragswesens für die sozialistischen Gewerkschaften*, Frankfurt a. M. 1977.

(17) Ullmann, a. a. O., S. 218 Tabl. 2, S. 221 Tabl. 3, S. 225 Tabl. 4, S. 227 Tabl. 6.

(18) Klönne, a. a. O., S. 103 f.; Ullmann, a. a. O., S. 159 ff. u. S. 193 ff.; Fricke, a. a. O., S. 763 Tabl. 123.

(19) Klaus Schönhoven, *Selbsthilfe als Form von Solidarität. Das gewerkschaftliche Unterstützungswesen im Deutschen Kaiserreich bis 1914*, in: *Archiv für Sozialgeschichte* XX, Bonn 1980, S. 147-193.

(20) Ebenda, S. 155 ff.

(21) Fricke, a. a. O., S. 734 f. Tabl. 115.

(22) Nestriepke, a. a. O., *記書一九八ページ以下をみよ。*

- (23) 労働組合のちがひなき活動分野の研究をたどり労働組合のちがひなき活動のこころをたどりて参照せよ。Peter Krug, *Gewerkschaften und Arbeiterbildung. Gewerkschaftliche Bildungsarbeit von ihren Anhängen bis zur Weimarer Republik*, Köln 1980; Heinrich Hertner, *Die Arbeiterfrage. Eine Einführung*, 8. Aufl., Berlin/Leipzig 1922, S. 571 ff. (Grundung des Zentralverbandes deutscher Konsumvereine); H. Timmermann, *Geschichte und Struktur der Arbeitersportbewegung*, Diss. Marburg 1967; Dieter Langewiesche und Klaus Schönhoven, *Arbeiterbibliotheken und Arbeiterkulture im Wilhelminischen Deutschland*, in: *Archiv für Sozialgeschichte* XVI, Bonn 1976, S. 135-204; Kurt Koszyk, *Die "Metallarbeiter-Zeitung" am Vorabend des Ersten Weltkriegs*—Zur Geschichte der Gewerkschaftspressen, in: *Vom Sozialistengesetz*, a. a. O., S. 175-197; Martin Marthey, *Die politische Bedeutung der gewerkschaftlicher Arbeiter-Sekretariate vor dem Ersten Weltkrieg*, in: *Vom Sozialistengesetz*, a. a. O., S. 153-174.
- (24) Wilhelm L. Guttman, *The German Social Democratic Party 1875-1933. From Ghetto to Government*, London 1981, p. 130 f.
- (25) Dieter Langewiesche und Klaus Schönhoven, *Zur Lebensweise von Arbeitern in Deutschland im Zeitalter der Industrialisierung*, in: dies. (Hrsg.), *Arbeiter in Deutschland. Studien zur Lebensweise der Arbeiterschaft im Zeitalter der Industrialisierung*, Paderborn 1981, S. 20 ff.
- (26) フォイト帝制國家社会は急成長する労働運動をめぐりて監視し、現象をめぐりて國民社会から隔離せられた「社会主義者マニエー」(ブエーナー)に閉じこめようとした。しかし労働者階級は支配的國民文化に對抗する異質な「対抗文化」をめぐりて労働者文化を開花せしめ、労働運動のための組織を彼らを解放した國民文化にむき「社会」(ギマンテン)、「國家」(マニエー)をめぐりて建設した。Langewiesche u. Schönhoven, *Zur Lebensweise u. revolutionäre Attentismus. Die deutsche Sozialdemokratie am Vorabend des Ersten Weltkrieges*, Berlin 1973. 木谷勲著『ヴェーゲン第二帝制史研究—「社会」の神像』(4)帝國主義(4)『青木書店一九七四年』二五二—二五三頁を参照せよ。
- (27) Schönhoven, *Expansion*, a. a. O., S. 221 ff.; ders., *Gewerkschaftswachstum*, a. a. O., S. 32 ff. Fricke, a. a. O., S. 738 ff.

- (28) Schönhoven, Expansion, a. a. O., S. 230.
- (29) ロンルネ・ニコルスの挑戦的な問題提起以来、この問題をめぐる論争がますます盛んとなった。Vgl. Robert Michels, *Psychologie der antikapitalistischen Massenbewegung*, in: *Grundriss der Sozialökonomik*, IX. Abteilung, 1. Teil. Tübingen 1926, S. 241-359. Vgl. auch Schönhoven, a. a. O.; Fricke, a. a. O.
- (30) Vgl. Klaus Saul, Staat, Industrie, Arbeiterbewegung im Kaiserreich. Zur Innen- und Außenpolitik des Wilhelmianischen Deutschland 1903-1914, Düsseldorf 1974. 拙稿「ヘルム・ハウゼ体制と企業福利制度」筑波大学経済学論集 第二号一九七八年 七七一—〇二二ページを参照せよ。

二 ドイツ金属労働者組合 (DMV) の発展と限界

(一) DMV の発展

ドイツ金属労働者組合 Deutscher Metallarbeiter-Verband, DMV (以下ではDMVと略記する)は、一八九一年六月フランクフルト・アム・マインで開催された全ドイツ金属労働者大会において結成された⁽¹⁾。大会には全国各地からほとんどすべての金属労働者団体の代表が参加し、「金属工業に就業し、この規約に従うすべての男女労働者は本組合に加入することができる」としたDMV規約を採択した⁽²⁾。つまりDMVはドイツで最初の産業別労働組合であることを宣言したのであった⁽³⁾。それは産業発展の新時代を敏感に感じ、労働者の組織もそれに適合した新しい原則に立つべきだというすぐれた見解にもとづいていた⁽⁴⁾。しかし大会に代表を送った団体のすべてがDMVに合流したのではなかった。古い伝統をもつ鍛冶工組合や鑄造工組合、さらに最大の地方組合であったベルリン金属労働者一般組合が、

第1表 DMVと自由労働組合の組合員数
1891年-1914年、各年末

	DMV	自由労働組合
1891年	23,205人	277,659人
1892	26,121	237,094
1893	28,429	223,530
1894	33,406	246,494
1895	33,185	259,175
1896	49,954	329,230
1897	59,890	412,359
1898	75,431	493,742
1899	85,013	580,473
1900	100,762	680,427
1901	102,905	677,510
1902	128,842	733,206
1903	160,135	887,698
1904	198,964	1,052,108
1905	259,692	1,344,803
1906	335,075	1,689,709
1907	362,204	1,865,506
1908	362,073	1,831,731
1909	373,349	1,832,667
1910	404,016	2,017,298
1911	515,145	2,339,785
1912	561,547	2,553,162
1913	544,934	2,573,718
1914	322,917	2,075,759

75 Jahre Industriegewerkschaft 1891 bis 1966.
Vom Deutschen Metallarbeiter-Verband zur In-
dustriegewerkschaft Metall, hg. IG-Metall für
BRD, a. a. O., S. 444.

職種別組合主義あるいは地方別組合主義の立場から合併を留保した。⁽⁵⁾当時全国で二九四組合をかぞえた金屬機械工の専門職種組合も、そのうち一八〇組合がDMVに参加したにとどまった。⁽⁶⁾しかしそれでもDMVは発足と同時に金屬労働者の既存組織の過半を統合し、同年末までに組合員数二万三二〇五人となった。それは鉦夫組合、左官工組合につぐドイツで三番目に大きい労働組合であった。⁽⁷⁾

DMVのその後の発展は、まさにドイツ労働組合運動の代表選手というにふさわしく、つねに全運動の先頭に立っ

た。DMVの組合員数は一八九五年に三万三一八九人となり、はやくも鉦夫組合をぬいて一位の座についた。以後、一九〇〇年に一〇万〇七六二人、一九〇五年に二五万九六九二人、一九一〇年に四〇万四〇一六人、そして大戦前の最大を記録した一九二二年には五六万一五四七人となった。⁽⁸⁾この結果、DMVは単独でキリスト教組合(三三万人)とヒルシュフェルト・ウンカー組合(二〇万人)をあわせた組合員数を上まわり、ドイツの全労働組合員数の五分の一を占める規模にたつた。⁽⁹⁾ここに築かれたDMVの大労働組合としての指導的な地位は、こんにちの西ドイツ金属産業労働組合 Industriegewerkschaft Metall für BRD, IG-Metallに継承されている。

このような組合員の増勢に歩調をあわせて、内部組織の整備と強化がすすめられた。いま一九〇一年の規約改正によつて一応の確立をみた機構をみる。⁽¹⁰⁾およそつぎのとおりである。⁽¹¹⁾一、総会 Generalversammlung を最高機関として二年おきに開催し、運動方針、規約、役員を選出、財政など組合に関するいづれの問題を協議し、決定する。二、執行部 Vorstand は議長 Vorsitzender、副議長 zweiter Vorsitzender、財政局長 Hauptkassierer、書記長 Sekretar、および五人の執行部員 Beisitzer の計九人によつて構成され、組合活動の実際を指導統轄し、とくにストライキを統制したほか、総会が指名する以外の専従役員を任命した。中央機関としてこのほかに執行部補佐委員会 ergänzende Ausschub des Vorstandes(拡大執行部)、会計検査委員会 Revisionskommission、監察委員会 Ausschub zur Ueberwachung des Vorstandes ⁽¹²⁾がもつた。三、全国を一〇〇地方 Bezirk に区分してそれぞれに地方本部 Bezirksleitung を置き、地方本部長 Bezirksleiter と地方委員会 Bezirkskommission がその指導と運営の責任を負つたほか、定期的に地方代議員集会 Bezirkskonferenz を開催した。この地方本部の下に地区支部 örtliche Verwaltungsstelle があり、支部代表 Bevollmächtigte と地区役員 Ortsbeamte が運営と指導にあつた。一般組合員が参加する

組合員集会 Mitgliederversammlung は、この地区支部ごとに開備された。大戦直前に D M V は全国に四五五の地区支部をもち、そのうち組合員五〇〇〇人以上の地区支部が三四支部あった。⁽¹³⁾ こうした大きな地区支部ではさらにその下に支払い所 Zahlstelle というものを置き、組合員の登録、組合費の徴収、組合扶助手当の給付などをおこなった。そのなかでベルリン地区支部は一九二二年に組合員九万人を擁し、⁽¹⁴⁾ D M V の組織内で地方本部に相当する特別の扱いをうけていた。⁽¹⁵⁾ 四、右の一般的機構のほかに必要に応じて職種別の部会 Berufssektion が置かれ、当該職種の特殊問題の解決にあたった。⁽¹⁶⁾ さて以上の組織機構の整備にもなつて重要な役割を担う役員をできるだけ有給の専従役員とする方針が採用され、中央から始めてに地区支部にまで専従化がすすめられた結果、一九一四年までに D M V の有給専従役員は全国で七三九人をかぞえるにいたつた。⁽¹⁷⁾ これらの専従役員は総会が選任する中央役員を除き、当該組織が推薦する候補者のなかから執行部が任命した。任命にあつて執行部は候補者を組合本部で試用し、その成績を勘案した。⁽¹⁸⁾ したがつて当該組織が推薦した候補者が無条件に役員に就任したのではなかつた。このような中央執行部による専従役員(主要な地方役員)の任命制は、ピラミッド型の組織構造と「上から」の指導体制——とくにストライキに対する——を支える柱となり、D M V の強い中央集権主義をあらわしていた。それは組織の安定性と機動性を強めたであろうが、下からのイニシアティブが上層部に伝達されにくい構造的要因となつたといえる。⁽¹⁹⁾ しかしラッサール以来強力な指導部を求める傾向の強いドイツ労働運動の伝統のなかで、D M V の右のような組織機構とそれによる中央執行部の強力な指導力統制力は他の労働組合から一つの模範とみなされたのである。⁽²⁰⁾

つぎに活動面でも D M V は模範的であつた。D M V の活動の大きな特徴は、最大規模をほこる組織の力を効果的に發揮しながらその安定化を第一義的にめざした点にあつた。このためストライキよりも交渉、対決よりも日常活動の

積みあげ、闘争意欲よりも冷静な計算を重んじ、組織にとって危険な行動をできるだけ避けようとした⁽²¹⁾。まず労働条件の改善のためにD M Vが活用した主要手段は、いろいろな形の労使協議制であった。金属機械労働者の抵抗運動はすでに長い歴史があり、彼らはD M V結成以前から企業、工場、職場において公式非公式にいろいろな形の労使協議制を成立させてきた⁽²²⁾。この伝統を継承したD M Vが、労使協議制の活用に大きな信頼と価値をみいだしたのは理由のないことではなかった。事実、D M V組合員の大半を占める熟練労働者の職場問題は、多くが交渉をつうじて現実的解決をみいだすことができた。D M Vの労使協議制と交渉を重んじる態度は、実績に裏づけられた自信の所産でもあった。そして今世紀にはいるとこの方針の延長線上に労働協約運動「Tarifvertragsbewegung」が登場した⁽²³⁾。金属機械工業での労働協約運動は出足がおくれ一八九九年に約定数六件にすぎなかったが、一九〇七年にはD M Vが約定した労働協約はすでに三八九件、対象企業一万一四三六社、対象人員一〇万〇四五七人になった。その後も運動は発展し、一九一三年に金属機械工業で有効とされた労働協約は一三七六件、対象企業一万六九一〇社、対象人員二〇万七四七二人となった⁽²⁴⁾。しかしこのばあい労働協約運動が、かならずしもD M Vの得意とする分野でなかったことも指摘しておかねばならない。同年に全国で一三万件をこえる労働協約が存在し、カヴァーする企業数は二二万社、人員は二〇七万人にたっしていた。D M Vの労働協約の規模はその一〇分の一にとどまっていた。また同年、建築業や印刷業では全労働者の五〇%が労働協約によってカヴァーされ、すでに労働組合員の範囲をこえて未組織労働者にも及んでいたが、金属機械工業では労働者の一二%がカヴァーされたにすぎず、D M V組合員にかぎっても三八%にとどまった。したがってこの面ではD M Vが先頭をきっていたとはいえない⁽²⁵⁾。しかしそのかわりD M Vが伝統的な労使協議制をより多く効果的に活用していたという事実を忘れてはならない。産業技術の日進月歩がいちじるし

第2表 金属=機械工業の労働協約 1891年-1914年

	件数	対象企業数	対象人員
1891年	1
1895 "	1
1898 "	6
1901 "	18
1904 "	94
1905年央	153	4,583	37,674
1906 "	237	6,256	68,042
1907年初	385	9,815	91,141
1907年末	549	12,417	112,380
1908 "	537	12,361	104,197
1909 "	583	13,470	120,813
1910 "	780	14,573	149,624
1911 "	1,185	19,937	190,065
1912 "	1,291	17,678	199,156
1913 "	1,376	16,910	207,472
1914 "	1,285	16,225	147,503

ドイツ金属労働者組合(DMV)と産業合理化問題(一)

Peter Ullmann, Tarifverträge und Tarifpolitik in Deutschland bis 1914. a. a. O., S. 218-225. Tabelle 2-5.

い金属=機械工業においては、労働協約によって労働条件をかなり長期間(通常二年ないし三年)にわたって固定化することは、労働者にとってかならずしも有利な結果になるとはいえない⁽²⁶⁾。むしろ職場に密着した労使協議制によって事態に柔軟に対応した方が、きめこまかな満足度の高い解決あるいは改善がえられたであろう。そしてまた金属=機械労働者、とくに熟練労働者が、紙に書かれた一片の協約よりも対人的信頼関係にもとづく無形の約束を重んじるという気風を強く残していたという事情も、DMVの労働協約運動をいささか消極的にする要因となったであろう。こうした理由からDMVは労働協約をいろいろな形の労使協議制——制度というには不定形であったが——を補う手段として利用したのであった⁽²⁷⁾。事実、DMVが約定した労

働協約は最低賃金率、標準労働時間、残業手当などを規定しただけの簡単な内容のものが多く、労使紛争の原因となりやすい労働者の採用、解雇、昇進、懲戒などに触れていなかった。⁽²⁸⁾ これらは労使協議制の対象であったと考えられる。したがって労働協約の件数や規模が相対的に小さいことをもって、DMVが団体交渉に消極的だったとはいえない。むしろそれは表面にでない労使協議制が有効に機能していた結果であった。⁽²⁹⁾

労使交渉に対する積極的な態度とは対蹠的に、DMVのストライキに対する態度はあきらかに消極的、むしろ露骨に抑止的であった。⁽³⁰⁾ DMVはストライキが強力な闘争手段であることを認めながらも、それが多くのばあい中央集権的な指導体制の枠組みを逸脱して無統制な展開をみせることを警戒した。無統制なストライキはかならず展望のない泥沼におちいり、そして敗北した。ストライキの敗北はそのあとに組合組織の壊滅を残した。DMV執行部と機関紙「メタルアルバイター・ツァイトウンク」は、組合員にくりかえし経営者の挑発にのらないよう警告した。経営者は自分たちに有利な時機を選んでささいな理由から労働者を紛争にひきこみ、労働組合の破壊をねらっている。⁽³¹⁾

DMVは、たとえ小さなストライキでも組合財政に重大な打撃を与えることを、ことのほか恐れた。それゆえDMVは一九〇一年の規約改正によってストライキに厳しい制限を設けた。⁽³²⁾ ストライキの計画は事前に中央執行部に報告し、承認をうけねばならなかった。ストライキの実行にあたっては中央から派遣する全権委員 Bevollmächtigte の指導と統制にしたがうべきであった。これらの義務に違反したときはストライキ手当の給付を停止し、指導者を除名をふくむ統制処分にした。また中央執行部がストライキ計画を承認したのは確実に成功する見込みがあるばあいに限られた。防衛ストライキのばあい四週間をへて成功の見込みがたたないかぎり中止を命じた。このようなDMVのストライキに対する消極的態度や執行部の抑止的統制の結果は、一九〇一年から一九一〇年までのストライキ統計にはっ

きり表現されている。⁽³³⁾この一〇年間にDMVが関係したストライキの件数と規模を組合員千人あたりの年間の数字に換算すると〇・七件、参加人員六一人となる。これをDMVを除く自由労働組合についてみると一・四件、一一人であつて、DMVのストライキ運動の規模が他の労働組合の半分程度であつたことがわかる。DMV執行部のストライキに対する強硬な抑止的統制の効果は、とくに全国的にストライキ運動がもりあがつた一九〇五年と一九〇六年にはっきりあらわれた。一九〇五年に経済が好況に転じたなかで国際的な政治危機（ロシア革命、第一次モロッコ事件）や国内の社会運動の興揚（反戦運動、邦議会改革運動、SPDの大衆ストライキ論争）に刺戟されて、ドイツ労働者階級はルール炭鉱労働者を先頭にかつてない大規模なストライキ運動を展開した。自由労働組合（DMVを除く）が関係したストライキの件数は一八六六件、参加人員は三四万七〇七六人にたつし、組合員千人あたりにして三二〇人、つまり三人のうち一人がストライキに参加した。しかしそうしたなかでDMVが関係したストライキは二〇四件、参加人員一万六八四一人、組合員千人あたり六五人という小規模にとどまり、DMVの平常年とほとんど変らなかつた。翌一九〇六年になるとさすがにDMV組合員の闘争意欲は高揚し、ストライキの件数は三一九件、参加人員三万三五四七人、組合員千人あたり一〇〇人というかつてない規模にたつした。しかしそれでもこの記録は同年の他の組合の二分の一程度の水準にすぎなかつた。したがつてDMV執行部のストライキに対する抑止的統制措置は一九〇五年に効果的に機能し、翌一九〇六年にも一般組合員の下からの強い闘争意欲の高揚におされてやや後退しながらも、基本的に貫徹されたといえる。

ところが、こうした事態が一九一〇年以後になつてなれば逆転していった事実には、ここで注目しておく必要がある。DMV組合員のストライキ運動が他の組合の平均規模をこえてめだつて拡大していったのである。これをなれば

第3表 DMV, 自由労働組合のストライキ件数参加人員 1901年-1913年

A. DMV のストライキ件数, 参加人員

	件数	参加人員	1件あたり 参加人員	組員1,000人あたり	
				件数	参加人員
1901年	61件	3,383人	55人	0.6件	33人
1902	103	8,753	85	0.8	68
1903	166	14,706	89	1.0	92
1904	165	11,396	69	0.8	57
1905	204	16,841	83	0.8	65
1906	319	33,547	105	1.0	100
1907	287	20,967	73	0.8	58
1908	149	9,344	63	0.4	26
1909	180	9,105	51	0.5	24
1910	340	36,317	107	1.1	90
1911	447	55,457	124	0.9	108
1912	402	56,193	115	0.7	82
1913	336	60,521	180	0.6	111

B. 自由労働組合 (DMV を除く) のストライキ件数, 参加人員

	件数	参加人員	1件あたり 参加人員	組員1,000人あたり	
				件数	参加人員
1901	631件	36,679人	58人	1.1件	64人
1902	702	40,169	57	1.2	67
1903	1,034	61,107	59	1.4	84
1904	1,348	93,159	69	1.6	109
1905	1,866	347,076	186	1.7	320
1906	2,740	289,139	106	2.0	214
1907	2,182	155,325	71	1.5	103
1908	1,646	56,963	35	1.1	39
1909	1,659	87,645	53	1.1	60
1910	1,884	105,796	56	1.2	66
1911	2,260	156,439	69	1.2	86
1912	2,067	351,279	170	1.0	176
1913	1,837	117,073	64	0.9	58

75 Jahre Industriegewerkschaft, a. a. O., S. 446; D. Fricke, Die deutsche Arbeiterbewegung, a. a. O., S. 763.

逆転といういみは、一九一二年にふたたび全国的にストライキ運動がもりあがったなかで、DMVの運動だけが一時的に異例な鎮静化をしめし、一九〇五年と同様な執行部の強硬な抑止的統制手段が効果をあらわしているからである。まずストライキ統計にあらわれた数字を確認しておこう。³⁴一九一〇年以後のDMV組合員のストライキ参加人員は千人あたりにして一九一〇年 \parallel 九〇人、一九一九年 \parallel 一〇八人、一九二二年 \parallel 八二二人、一九一三年 \parallel 一一一一人と、過去最大の一九〇六年の規模をこえて増加していく傾向があきらかであった。これを自由労働組合の数字と比較しても、後者は一九一〇年 \parallel 七〇人、一九一一年 \parallel 九一人、一九二二年 \parallel 一五六人、一九一三年 \parallel 六九人であつて、一九一二年を除いてDMVの規模がすでにこれを凌駕していたことがわかる。またストライキ一件あたりの参加人員が一九〇五 \parallel 〇九年の平均七五人から一九一〇年 \parallel 一〇七人、一九一一年 \parallel 一二四人、一九二二年 \parallel 一一五人、一九一三年 \parallel 一八〇人と急速に増加する傾向をしめたことも、DMV組合員のストライキ運動の活性化の重要な一面をあらわしていた。つまりストライキ対象企業が中小企業から徐々に大企業に拡大していき、大企業労働者が以前より活発にストライキ運動に参加し始めたのである。ここにたんなる量的拡大にとどまらない質的な変化をともなう発展をみなければならぬ。そしてDMV執行部の抑止的手段は、こうした新しい質をもったストライキ運動の活性化を前に効力を減じ、一九一〇年以前のようにその規模を低い水準に抑えこむことができなかった。

しかしながら、このようなあきらかな後退をみせながらもDMV執行部のストライキに対する基本的態度は最後まで変らなかつた。右の一九一二年の事態がこれを勇弁に語っていた。一九一三年にも大規模な造船所ストライキに際してDMV執行部はいち早く反対の態度を表明し、これを無視してストライキにはいった労働者に対して反ストライキ・フロントを組織し、強引な方法でDMV組合員をストライキから離脱させた。³⁵このような執行部の態度に対して

一般組合員から激しい非難があげられたが、DMV幹部の一人はこれに反論してつぎのように語った。「そのような非難は闘争のいみを判断するだけの労働組合についての十分な学習をつんでいないためであり、われわれ(幹部)は任務遂行にあたって仲間(一般組合員)の不評を買うかどうかを考えることはできないし、また考えるべきでない」と(26)

(一)内は筆者)。この不遜とも思われる発言は、しかし本人にとっては確信を吐露したものにすぎず、DMV幹部が共有する基本的態度を表明したものであった。事実、右に述べてきた交渉を重んじる基本戦略のもとに、全体として労働条件の改善がかなりの程度に達成されたことが否定できない。金属Ⅱ機械労働者の労働条件についてくわしくは次節でみるが、いくつか例示してみよう。たとえば一九〇八年から一九一三年までの五年間に金属Ⅱ機械工業で労働協約による最低賃金率の適用をうける労働者数が二万二五四九人から一三万二七八二人に増加し、最低賃金率じたいも平均賃金の上昇率をかなり上まわる約二〇%の上昇を実現した。(27)

さらに残業、深夜業、休日労働の割増し加給や、労働者の過失によらない不良品の発生に対する賃金補償の獲得なども、交渉をつうじてえた成果であった。労働時間についても、一般に金属Ⅱ機械工業では一八九〇年代前半には一〇時間ないし一一時間であったが大戦直前までに九時間ないし一〇時間に短縮され、そのなかで労働協約に定められた標準労働時間は九時間とするものが多かった。(28)

もちろんこれらのすべてが交渉だけで獲得されたわけではなく、ストライキによってようやく実現された部分も少くはなかったが、しかし基本的にストライキを回避して交渉を主たる手段とする戦略方針のもとで、これだけの成果をあげてきたということがここでは重要である。

つぎに、DMVの活動のもう一つの重要な側面に注目しなければならぬ。それは組合員の日常生活に密着した場面での日常活動へのとりくみであった。この面でのDMVの活動の充実ぶりは、社会的にいっそう大きな注目をあび

たのだった。さて、DMVがこの面でもっとも努力を傾注したのは共済制度の運営であった。⁽³⁹⁾ DMVは、組織力を有効に活用する手段としての共済制度の意義を高く評価し、その整備と充実のために惜しみなく人力と資金を投入した。さきにDMVが役員の特化を大規模にすすめたことを指摘したが、それがこの目的とかわっていたことはいうまでもない。そしてDMVはこの目的のために一九一三年に一二〇〇万マルクをこえる資金を支出し、そのうち七四〇万マルクを無収入扶助手当に、三六〇万マルクをストライキ手当にあてた。⁽⁴⁰⁾ 無収入扶助手当 Erwerbslosenerstützung というのは失業手当と疾病・廃疾扶助手当を組み合わせたDMV独特の共済制度であった。このほか共済基金から旅費・転居手当、困窮扶助手当、被処分者救済手当が給付された。これらの共済給付は社会保険の低給付水準を不満とする多くの金属・機械労働者の関心をひき、DMVの組合員獲得のための有力な宣伝材料となった。つぎにDMVが努力を傾けたのは教育活動、とくに金属・機械労働者のための職業教育であった。全国の地区支部でほとんど連日ならかの講習会、技能研修会、講演会が開催され、組合の集会や大会では議事にはいる前に産業・技術・職業問題に関して専門家の講演がおこなわれるのが慣例となっていた。⁽⁴¹⁾ 各地の産業博覧会や発明技術展には、DMVの組織をあげての幹旋により全国のDMV組合員が大挙して視察におしかけた。⁽⁴²⁾ DMVは組合員教育のために特別教育機関紙「デア・ツァイトガイスト」Der Zeitgeist⁽⁴³⁾ を発行した。また一般機関紙「(ドイツ)メタルアルバイター・ツァイトウンク」(Deutsche) Metallarbeiter-Zeitung (一九〇三年以後「ドイツ」を削除)も金属・機械労働者の職業教育のために多くの紙面をさき、また産業・技術・職業情報をくわしく伝えた。さらに同紙は組合員の教養のために政治、経済、社会、文化、国際問題など一般情報もひろくとりあげた。この結果、同紙は組合員ばかりでなく一般労働者、市民のあいだにも読者層をひろげ、一九一三年には発行部数五八万五〇〇〇部にたつし、世界でも当時最大

規模の新聞に発展した。そして同紙の記事と論説は組合員に対する教育と情報伝達の域をこえて、世論に対しても大きな影響力をもったのである。⁽⁴⁴⁾ DMVはこうした教育・情報活動をつうじて組合員の職業的地位の改善、ひいては社会的地位の向上をめざした。したがってこの活動と関連してDMVは労働組合カルテルと提携し、労働者の権利保護と労働者文化の育成にも力をいれた。労働組合カルテルはすでに述べたように地区支部レベルでの諸組合の連合組織であって、局地的な労働組合運動の指導や援助、労働組合のあいだの紛争の調停にあたったほか、重要な任務として地域内の組合員、一般労働者の権利保護と労働者文化の育成につとめた。⁽⁴⁵⁾ このうち労働者の権利保護のために今世紀になって労働者書記 *Arbeitssekretär* が各地に置かれるようになった。労働者書記は労働組合カルテルに雇用された専門職員であり、労働者のための法律相談、法的手続きの代行、裁判所や審査機関（とくに社会保险機関）での代理をつとめた。⁽⁴⁶⁾ しかし労働者書記は急速に増員されていったものの一九一三年にも全国で一六二人をかぞえたにすぎず、数百万人の全国労働者の要求に応じることはとうていできなかった。⁽⁴⁷⁾ したがって労働組合カルテルによる労働者の権利保護の任務は、実際には専従役員を多数かかえる大組合、つまりDMVはにゆだねられることが多かった。同じ理由から労働者文化の育成についてもDMVは労働組合カルテルのなかで中心的な役割をになった。各地の労働組合館 *Gewerkschaftshaus* の建設と運営は資金力の豊かなDMVに負うところが大きく、DMVの側でも組合員の職業教育に重点をおく活動方針にもとづいて会館の運営に主役をつとめることがのぞましかった。⁽⁴⁸⁾ 労働組合会館がたんに組合運動のためだけでなく、地域の労働者の生活文化のためにもセンターとして重要な機能になったことはすでに述べた。こうしてDMVの活動は職場以外でも共済制度、職業教育、情報、権利保護、労働者文化の育成など、多方面にわたって活発な展開をみせた。これらの活動が当時のドイツ帝制社会の底辺にあって一般的な窮乏、不

安定、無権利な状態にさらされ、教育、文化を享受する機会を閉ざされていた労働者階級の一部分としての金属Ⅱ機械労働者に大きな光明を投じ、実際にも彼らの生活状態の改善と社会的地位の向上に貢献したことは否定しうべくもない事実であった。⁽⁴⁹⁾

したがって、ここではひとまずD M Vの組織と活動のめざましい成功的発展を確認したうえで、その特徴および要因を簡単に要約しておこう。まず特徴としてあげられるのは、つぎの点である。一、中央執行部に集中された権限がピラミッド型の組織構造にそって「上から下へ」むかって強力な指導Ⅱ統制力として発動された。これによって組織の機能性と安定性が確保された。D M Vの全国的な共済制度を有効かつ安全に運営するためには、これは不可欠の条件であった。またD M Vが結成から大戦開始までの二〇数年間、他の労働組合がおちいったような組織全体を危機にさらす混乱を、一度も経験しなかった事実に注目すべきである。二、ストライキや闘争よりも交渉と日常活動を重んじ、組織を危険にさらす行動を避けてひたすら組織力の蓄積と安定をはかる方針をとった。これはD M Vの指導層がイギリスのA S E（合同機械工組合）のように資本家的生産の階級の本質を理解しなかったためではない。むしろ彼らが意図したのは、資本家的生産の「崩壊」の日にそなえて労働者階級の組織力を蓄積し温存することである。しかしこの意図が重大な過誤に立脚していたかぎり、やがてそれは「組織問題」をこじらせ内的緊張を強める要因とならざるをえなかった。だがここでは、先に述べたところからあきらかなように、この方針がまずは成功したことを確認すべきである。D M Vの組合員数は大戦直前に五〇万人をこえ、金属Ⅱ機械労働者の組織率は二〇%を上まわった。三、産業別労働組合としてはすぐあとで述べるような重大な欠陥を克服できなかったけれども、すくなくとも熟練労働者については一九一二年の鍛冶労働者組合の合同にいたる一連の合同運動と全国支部網の確立をつうじて

きわめて多様な金属Ⅱ機械関連職種の全国的な大同団結を達成し、産業別労働組合の土台を築いたといえる。古い職種別組合の狭いセクト主義はすでに克服された。つぎにこうした発展傾向を規定した基礎的要因としては、一、ドイツ金属Ⅱ機械工業の急激な発展と産業構造の変化をまずあげねばならない。それは一方で大企業と組織的独占の優越のもとに金融資本的経済支配機構の確立強化をもたらすと同時に、その枠内で新産業の登場による躍動的な発展を可能にした。合理化が強力な資本蓄積手段として推進された。二、これに照応した労働力市場の急激な拡大、熟練労働の価値低下と半Ⅱ不熟練労働の大量的出現、総じて労働者集団内部の複雑な格差構造と不透明な利害関係の形成。三、支配的資本と帝制国家の労働運動敵視、時代精神としての権威主義とミリタリズム、大企業におけるヘル・イム・ハウゼ体制。およそこうしたことがDMVの発展を規定した基礎的要因であった。しかしこれらの要因については次項およびとくに第三節でくわしくみるであらう。

- (一) 75 Jahre Industriegewerkschaft 1891 bis 1966. Vom Deutschen Metallarbeiter-Verband zur Industriegewerkschaft Metall, Hg. von IG-Metall für BRD, 3. Aufl., Köln 1980, S. 94 f.; D. Fricke, Die deutsche Arbeiterbewegung 1869-1914, a. a. O., S. 705.
- (二) Statut des DMV von 1891, in: 75 Jahre Industriegewerkschaft, a. a. O., S. 454. Siehe auch ebenda, S. 94 f.
- (三) G. A. Ritter, Die Arbeiterbewegung im Wilhelmischen Reich, a. a. O., S. 116. 一八九一年のDMV結成大会とその組織形態に関する論争をこうして、vgl. Protokoll des Allgemeinen Deutschen Metallarbeiter-Kongress der Klumpner, Schlosser, Former, Feilhauer und Mechaniker zu Frankfurt a. M. Abgehalten von 1. bis 6. Juni 1891, Stuttgart o. J.
- (四) 大会役員マルティン・ゼーギッツ Martin Segitz が、産業発展に適合しようとする労働者組織として中央集権制と産業別組織原を採用するべき案を提案して大会は多数でこれを採択した。75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 94; Elisabeth Domansky-

Davisohn, Der Großbetrieb als Organisationsproblem des Deutschen Metallarbeiter-Verbandes vor dem Ersten Weltkrieg, in: Arbeiterbewegung und industrieller Wandel, Hg. von H. Mommsen, a. a. O., S. 95-116, hier S. 95.

- (5) 鑛山組合は一九〇一年に、鑛山組合は一九二二年にDMVと合併した。Fricke, a. a. O., S. 705 f. ベルリン金属労働者組合は一九二三年に設置されたDMVベルリン支部との抗争に敗れて一九二七年に解散し、その組合員はDMVに吸収された。Deutsche Metallarbeiter-Zeitung (=DMAZ) v. 6. 3. 1897. Vgl. Eduard Bernstein, Die Geschichte der Berliner Arbeiterbewegung. Ein Kapitel zur Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, 3 Berlin., Berlin 1910, Nachdruck 1972.

(9) K. Schönhoven, Expansion und Konzentration, a. a. O., S. 319.

(7) 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 444.

(8) Ebenda.

(9) G. Hohorst, J. Kocka, G. A. Ritter, Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch, a. a. O., S. 136.

(10) Statut des DMV von 1891 und 1901 (Auszug), in: 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 454-458, 459 f.

(11) 初代議長にアウグスト・ロンゲ August Junge が就任した。しかし一九二五年に彼が解任されたあとアレグザンダー・シトリッケ Alexander Schlicke が一九一九年まで議長をつとめた。DMV本部はシュツィットガルトに置かれた。75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 94 f., 119 ff., 443.

(12) 地方本部長は中央執行部が任命し、執行部補佐委員会(拡大執行部)を構成した。またベルリン地区支部は地方本部と同格にあつた。ベルリン地区支部代表は地方本部長と同一資格で執行部補佐委員会の一員となった。なお各地区の範囲はつぎの通り。75 Jahr Industriegewerkschaft, S. 119.

第一地方—メクレンブルグ、ボンメルン、ポージェン、東西プロイセン—本部シュテッティン

第二地方—シュレージエン、オーバーシュレージエン—本部ブレスラウ

第三地方—デラントンプルグ(ベルリンを除く)、ラウジッツ—本部ベルリン

第四地方—ザクセン王国—本部ドレスデン

第五地方—ザクセン州、テューリンゲン、ハノーフェル、ヒルデスハイム—本部ハレ

ドイツ金属労働者組合(DMV)と産業合理化問題(一)

- 第六地方—シュレースヴィヒホルシュタイン、ブレーメン、ハンブルグ、リネーベック、オルデンブルグ—本部ハンブルク
- 第七地方—ラインラント・ヴェストファーレン、リッペリデトモルト—本部デュッセルドルフ
- 第八地方—ヘッセン、ザール、ルクセンブルグ—本部フランクフルト・アム・マイン
- 第九地方—バーデン、ヴュルテンベルグ、ラインプファルツ、エルザス・ロートリンゲン—本部シュツットガルト
- 第一〇地方—バイエルン—本部ニコルンベルグ
- (31) Ebenda, S. 118.
- (31) DMMAZ v. 5. 4. 1913.
- (31) Statut des DMV von 1901, § 16-6, in: 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 459.
- (31) Ebenda, § 17.
- (31) Schönhoven, Expansion, a. a. O., S. 230; 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 119.
- (31) Schönhoven, Expansion, S. 239.
- (31) Nestriepke, Die Gewerkschaftsbewegung, a. a. O., 労働全誌「前号」一七四ページ以下を参照。
- (31) Vgl. Theodor Cassau, Die Gewerkschaftsbewegung. Ihre Soziologie und ihr Kampf, Halberstadt 1925.
- (21) 一八九〇年代にはまだDMVが闘争組織であるべきだとする主張が強かったが、今世紀に入ると組合員が急増するなかで組織力の蓄積を重視した危険を避けようとする傾向が支配的になった。75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 118 ff.
- (22) 本報「三ノース」及び「第二節社(の)おとよ」。
- (23) 「一九〇三年の第六回DMV定期総会」労働協約運動の推進が全一及び決定された。75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 131. Vgl. DMV Generalversammlung-Protokoll 1903, S. 217.
- (24) P. Ullmann, Tarifverträge und Tarifpolitik, a. a. O., S. 221, 225; 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 132.
- (25) Ullmann, Tarifverträge, a. a. O., S. 150 f., 221, 225.
- (26) Vgl. Robert Kuczynski, Arbeitslohn und Arbeitszeit in Europa und Amerika 1870-1909, Berlin 1913.
- (27) DMV Generalversammlung-Protokoll 1903, S. 217, zit. in: 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 131.

- (28) 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 127, 131.
- (29) たとえば一八九九年にレーヴェ社で実施されたフレミア制が労働者委員会の反対により撤回された。一九〇二年にアルトマン社ではリフレミア制の実施をめぐって工場労働者代表がDMV代表と共同で会社側に交渉を申し入れた。ヘルリンでは一八九三年に営業裁判所が設置され、一九〇四年に鑄造工のための調停委員会が設置された。Maria Borgmann, Betriebsführung, Arbeitsbedingungen und die soziale Frage. Eine Untersuchung zur Arbeiter und Unternehmergeschichte in der Berliner Maschinenindustrie zwischen 1870 und 1914 unter besonderer Berücksichtigung der Großbetriebe, Frankfurt a. M. 1981, S. 72, 152 u. a.
- (30) Elisabeth Domansky-Davidson, Der Großbetrieb als Organisationsproblem (a. a. o., s. 110f.)
- (31) DMV議長シュリッペは一九〇三年にストライキ戦術について「キのまに述べた。ストライキは経営者の挑発によって発生するもので多く、労働者が彼らの策にのって柔軟性と統制を失って敗北することが多い。闘争は徹底的にたたくべきでなく、成功するのみをみながら中止するべきである。ストライキは労働組合にとって最良の手段ではなく、最後の手段である。目的をたいてい使用の方をこななければならない。A. Schlicke in DMAZ v. 21. 11. 1903; vgl. auch DMAZ v. 9. 11. 1895, v. 23. 10. 1897, v. 23. 12. 1899 u. a.
- (32) Statut des DMV von 1901, §25, in: 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 460.
- (33) 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 446; Fricke, a. a. O., S. 760 ff.
- (34) Ebenda.
- (35) K. H. Roth, Die "andere" Arbeiterbewegung, a. a. O., S. 34 ff.; 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 148 f.
- (36) Adolf Cohen in DMAZ v. 27. 4. 1912.
- (37) Ullmann, Tarifverträge, a. a. O., S. 237. ちなみに同期間の金属機械工業の平均賃金上昇率は二二〜二六%である。Vgl. Ashok V. Desai, Real Wages in Germany 1871-1913, London 1968, p. 110.
- (38) Ullmann, Tarifverträge, S. 234; Borgmann, Betriebsführung, a. a. O., S. 92 ff.
- (39) 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 118.
- (40) Ebenda.

- (17) P. Krug, Gewerkschaften und Arbeiterbildung, a. a. O., S. 164 f., 171 f., 176 ff.; Borgmann, Betriebsführung, S. 154.
- (18) Borgmann, a. a. O., S. 154. 労働者代表の権限の範囲については、siehe 75 Jahre Industriewerkschaft, S. 49-56. Vgl. Roth, Die "andere" Arbeiterbewegung, S. 24.
- (19) Fricke, a. a. O., S. 717.
- (20) Vgl. K. Koszyk, Die "Metallarbeiter-Zeitung" am Vorabend des Ersten Weltkrieg, in: Vom Sozialistengesetz, a. O., S. 175-197.
- (21) Fricke, a. a. O., S. 693 ff.
- (22) Vgl. M. Martiny, Die politischen Bedeutung der gewerkschaftlichen Arbeiter-Sekretariat, in: Vom Sozialistengesetz, a. a. O., S., 153-174.
- (23) Fricke a. a. O., S. 741.
- (24) 75 Jahre Industriewerkschaft, S. 107 ff.
- (25) Vgl. D. Langewiesche und K. Schönhoven, Zur Lebensweise von Arbeitern, in: Arbeiter in Deutschland, Hg. von Langewiesche und Schönhoven, a. a. O., S. 7-33.

II DMVの限界

ところが、右のような発展にもかかわらずDMVは重大な弱点をかかえ、大戦開始まで結局これを克服することができなかった。それは、一、組合員構成が熟練職種にいちじるしくかたより、金属機械工業で新しく大量に登場した半熟練労働者を組織化することがほとんどできなかった。二、組合員の定着を確保しえず、激しい交替に悩ま

された。三、大企業労働者を組織化することができず、とくにドイツ金融資本の産業的基礎である鉄鋼⁽¹⁾に延工業の労働者をつかむことができなかった、という三点にみることができる。これは新しい産業的發展に適合しようとした産業別労働組合のの理念にてらしたとき、決定的というべき弱点であった。つぎにこれらを順に検討していこう。

一、熟練労働者への組合員のかたより D M V 組合員を中心になっていたのは金具工、旋盤工、鑄造工、ブリキ工など特定職種の熟練労働者であり、半⁽²⁾不熟練労働者は終始少数にとどまった。一九〇四年に右の四職種だけで D M V 組合員の六二%を占め、その後やや比率が低下したが、一九一三年にもそれらが四六%を占めていた。これに対して半⁽²⁾不熟練労働者は一九〇四年に組合員の一七%、一九一三年にもそれらが二九%にとどまった。残余の二〇%と三〇%の組合員は雑多な職種のやはり熟練労働者（鍛冶工、組立工、やすり工、金細工工、金属彫刻工、銅しんちゆう工、金銀細工工など）であった。つまり D M V 組合員の七〇%と八〇%が熟練労働者であり、しかも手工業に起源をもつ伝統的熟練職種が多かった。この事實は D M V の組織的活動のあり方を規定すると同時に、大きな問題の原因となった。前述の労使協議制、共済制度、職業教育に重点をおいた活動はまさしく熟練労働者にふさわしかったけれども、半⁽²⁾不熟練労働者の利益保護には十分な機能をもたなかったのである。ここでは労使協議制についてのみ一言しておこう。労使協議制は、一八七〇年代初頭の金属⁽²⁾機械労働者の全国的なストライキ運動が収拾される過程で普及していった。それは近代的工業として發展を開始したばかりの金属⁽²⁾機械工業において熟練労働者の集団的な抵抗運動が経営に致命的な打撃を与えることを知り、経営者⁽²⁾雇用主が企業レベルで熟練労働者を宥和する手段として彼らの要求をうけいれて実施したのであった。しかしこれが宥和⁽²⁾妥協の手段として機能したのは、つぎの条件が存在するばかりに限られた。一、生産過程が部分的にせよ熟練労働に依存し、これを機械によって代替する技術がまだ登場してい

第4表 DMV 組合員の職種別構成 (1904年-1913年, %)

職 種	1904年	1907年	1909年	1911年	1913年
旋 盤 工	11.8	10.4	10.5	9.9	9.6
鑄 型 工	} 11.2	7.6	7.1	6.1	5.7
鑄 造 勞 働 者		0.5	0.5	0.6	0.6
鑄 造 補 助 勞 働 者		2.6	2.4	2.8	2.6
高 炉 製 鉄 所 勞 働 者		—	0.5	0.4	0.4
ブ リ キ 工	7.2	5.8	5.7	5.1	4.8
金 具 工	31.6	27.5	27.8	26.6	25.5
その他の金屬労働者	12.3	16.2	15.7	18.2	18.6
庄 延 工 場 勞 働 者	—	0.5	0.5	0.7	0.6
造 船 所 勞 働 者	0.8	1.2	0.9	1.2	1.4
女 子 勞 働 者	3.6	4.0	4.2	5.1	5.0

Elisabeth Domansky-Davidsohn, Der Großbetrieb als Organisationsproblem des DMV vor dem Ersten Weltkrieg, in: Arbeiterbewegung und industrieller Wandel, hg. von H. Mommsen, a. a. O., S. 99.

ないこと、二、この熟練労働力が不足し、その面からも代替が制約されていること、三、熟練労働者が経営者雇用主から自立した職業意識をもち、後者に対抗して集団労働組合に結集していること、これである。⁽³⁾この三条件のいずれが欠けても、資本家的経営の蓄積利益は労使協議制を機能させなかったであろう。強大なヘル・イム・ハウゼ体制が支配するクルップ社や鉄鋼大企業がそうであった。⁽⁴⁾本稿の結論部分では一九一三年のボツシュ社紛争においてDMVの敗北という形で労使協議制が解体させられた事例をみるであろう。しかし、とにもかくにも一九世紀末の三分の一世紀間のドイツ金屬機械工業では、世界的な新産業へむかっの発展過程という歴史的位相のもとで、これらの三条件はかなり普遍的に存在したのだった。そこで成立した労使協議制をDMVは熟練労働者の社会的財産 sozialer Besitzstand ⁽⁵⁾として相続し、その発展強化をはかった。しかし労使協議制が労働条件改善の手段として役立つたのは、熟練労働者を対象とするばあいに限られた。半々不熟

練労働者はもともと機械の作業を補助する存在にすぎず、しかも労働力市場が過剰基調であり、彼らは容易に代替された。経営者Ⅱ雇用主は企業レベルで半Ⅱ不熟練労働者を宥和したり、彼らに譲歩したりする必要性を感じなかった。彼らには労使協議制を機能させる条件が欠けていた。したがってかりに労使協議制が形式的に存在したとしても、半Ⅱ不熟練労働者の利益を保護促進する機能をもちえなかった。それはゆいつ熟練労働者集団と固く連帯したばかりにかぎって、半Ⅱ不熟練労働者にも利益をもたらしたであらう。しかしそれは熟練労働者集団をきわめて面倒で困難な問題にまきこむことになるであらう。DMV組合員の主体をなす熟練労働者はこの困難な問題に身を投じていることをためらった。⁽⁶⁾そして、半Ⅱ不熟練労働者の利益を主張する勢力がDMV内部で少数派であったことが、この態度を組織の方針とすることを容易に許した。したがってDMVの主要な活動手段であった労使協議制は、金属Ⅱ機械労働者の運動の豊かな土壌であったはずの半Ⅱ不熟練労働者を統合化するための手段たりえなかった。むしろそのような手段たらしめる努力がなされなかったというべきであらう。そして共済制度や職業教育についても、同じようなことがいえた。たとえば共済制度は組合費が高いために一般に低賃金の半Ⅱ不熟練労働者の手ごとどきにくかったし、職業教育は彼らに無縁に近かった。⁽⁷⁾こうしてDMVの重要な活動手段はいずれも熟練労働者集団としての自己の拡大再生産だけを結果し、所期の理念であったすべての金属Ⅱ機械労働者を統合する産業別労働組合にむかっているのは、半Ⅱ不熟練労働者を欠いたゆがんだ姿に歪曲されていた。

二、組合員の流動 DMVは毎年大量の新組合員を迎えながら同時に大量の脱退者をだし、整備された活動組織にもかかわらず組合員の激しい入れ替りを抑えることができなかった。⁽⁸⁾たとえば一九〇〇年にDMVは六万九二〇五人の新組合員を迎え五万三四五六人の脱退者をだしたが、それはこの年の平均組合員数(九万二八八八人)の七五%と

第5表 DMV 組合員の流動 1900-1923年

	加入者数	脱退者数	年間平均 組合員数
1900年	60,205人	53,456人	92,888人
1901	51,606	49,463	101,834
1902	70,933	44,996	115,874
1903	100,841	69,548	144,489
1904	112,397	73,568	176,882
1905	149,369	88,641	226,451
1906	187,472	112,044	300,477
1907	160,357	133,228	351,324
1908	108,407	108,538	360,099
1909	114,549	103,273	365,270
1910	209,166	118,499	415,863
1911	208,639	157,510	494,177
1912	215,463	169,061	535,903
1913	154,056	170,669	556,939

Klaus Schönhoven, Expansion und Konzentration, a. a. O.,
S. 157, 159, 161.

五八%に相当した。つまり組合員四人のうち三人が新入組合員であり、また五人のうち三人が同年中に組合を脱退したわけである。このような組合員の激しい流入出は、その後相対比率ではしだいに減少していったが、絶対数ではますます巨大な規模にふくれあがった。たとえば一九〇六年に新組合員一八万七四二七人(年間平均組合員数の六二%)に対し脱退者一一万二〇四四人(同じく三七%)、一九一二年に新組合員二一萬五四六三人(同じく四〇%)に対し脱退者一六万九〇六一人(同じく三二%)を記録した。こうしてDMVは一八九二年から一九一三年までの二二年間に合計二一〇万人の新組合員を迎え、一六〇万人の脱退者をだした。その差五〇万人が組合員の純増加分として残った。これをめざましい成果とよぶには、失われた部分があまりに大きかった。DMVの新組合員獲得のための努力は、いうならば大きな穴のあいたバケツで水を汲みあげるように、その成果の四分の三をたちまちのうちに無にしていたのである。結成後一〇年あるいは二〇年をへてなお組

合員の四人に三人または二人に一人が運動経験の乏しい新組合員であり、しかも毎年二人に一人あるいは三人に一人が組合を脱退するという事実は、D M Vの組織的安定を揺がし有効な活動を妨げる最大の障害要因となっていた。むしろD M Vはこれを重要視し、全組織をあげてこの問題にとりくんだ。全国にオルグナイザーを派遣し、機関紙やビラを大量に配布し、重要地点に専従活動家を配置して、未組織労働者に労働組合の利益を説き加入を勧誘した⁽¹¹⁾。こうした努力の成果はひとまず一九〇三年以後毎年一〇万人をこえる新組合員を獲得し、一九一〇年以後その規模が二〇万人の万台をこえたという事実にあられた。しかしより大きな問題は新組合員を定着させることにあり、この点にむけていっそうの努力が必要であった。新組合員を対象とするいろいろな行事を地区支部、労働組合会館あるいは酒場で開催し、共済制度の利益がただちに得られるよう支部レベルで事情に応じた柔軟な運営をおこない、先輩組合員の世話と指導にあたるなど、きめこまかい配慮のもとに可能と思われるかぎりのあらゆる試みが実験された⁽¹²⁾。これらの実験の成果は研修会や大会で、あるいは機関紙をつうじて全国的に報告され、新しい実験の素材とされた⁽¹³⁾。D M Vはさらにこの問題の解決のために一九〇二年以後、大規模な労働者状態の実態調査や統計調査をたびたび実施した⁽¹⁴⁾。その報告書はこんにち当時の事情を知るための貴重な資料となっているが、むしろ同時代人は問題解決の重要な手がかりをそこから得たはずである。ともかくこうして可能と思われるあらゆる手段が投入された。それにもかかわらずD M Vは大量の「労働組合かげろう」*gewerkschaftliche Eintagsfliegen*⁽¹⁵⁾を確実に労働組合内に統合することに失敗した。一九一〇年から一九一三年までの最後の四年間にD M Vは七八万七三二四人の新組合員を獲得しながら、六一万五七三九人の脱退者をだした。歩どまりわずかに二二%、新組合員の五人のうち四人が時をへず組合を去った⁽¹⁶⁾。D M Vの調査では一九一一年の脱退者の四五%が同年中の、三二%が前年の、九%が前々年の新組合員であったとい

う。⁽¹⁷⁾ いぜんバケツの底の大穴はふさがらなかつた。その原因についての当時の論争はのちに問題とするが、結局それはD M Vが半Ⅱ不熟練労働者をうけいれる準備と努力を十分にしなかつたという前項と同じ問題にいきつく。⁽¹⁸⁾「労働組合かげろう」の多くは半Ⅱ不熟練労働者であつた。D M Vが大量の組合員の激しい流動に悩まされつづけた事實は、半Ⅱ不熟練労働者の利益を効果的に保護促進する手段を創出し実行する体制がD M Vに欠けていたことへの警告信号であつた。だがD M Vがこの信号を正しくうけとめ問題の根本的解決をはかるためには、D M Vの主体をなす熟練労働者集団とさしあたり「かげろう」のように不確かな存在にとどまっている半Ⅱ不熟練労働者とのあいだのきわめて困難な利害の調整を必要としたであらう。D M Vはこの根本問題にふれることを最後まで回避した。D M Vの新組合員ひきとめ策はあくまで熟練労働者の立場からのそれにとどまつていた。⁽¹⁹⁾

三、大企業労働者の組織化の失敗 D M Vは、この時代に小経営から一躍発展した少数の大企業を除いて、一般に大企業の労働者を組織化することができなかつた。⁽²⁰⁾ D M Vはルール、ライン、ザール、オーバーシュレージエンといつたドイツ重工業の主要中心地で、つまり近代的工業が最高の発展をとげ金属Ⅱ機械労働者の大集団が密集する地方で、いちじるしい組織の弱態ありをしめた。とくに重工業の中核といふべき炭鉄結合産業MontanindustrieでD M Vはほとんど組織をもたなかつた。それはドイツ金融資本の産業的基礎に組織の手をのぼすことができず、そこに君臨するヘル・イム・ハウゼ体制 Herr im Hause System を微動だにさせえなかつたことをいみした。この点に最大最強をほこつたD M Vのもつともめだつた弱点が露呈していたといえよう。いまD M V組合員の企業規模別構成を直接しめす資料はないが、たとえば一九二二年の労働協約適用組合員約二〇万のうち労働者五〇〇人以上の工場を対象とするいわゆる工場協約 Werkstarif の適用をうけた者が二万一〇〇〇人にすぎなかつたという事実や、先にみたスト⁽²¹⁾

第6表 DMVの地域別組織率, 1907年

(邦, 州)	(%)
Preußen	9,0
Ostpreußen	5,2
Westpreußen	3,7
Pommern	10,3
Posen	1,3
Schlesien	6,3
Brandenburg (ohne Berlin)	6,1
Berlin	53,7
Sachsen	22,5
Schleswig-Holstein	19,1
Hannover	25,2
Hessen-Nassau	19,7
Westfalen	8,2
Rheinland	5,7
Hohenzollern-Sigmaringen	—
Sachsen	26,3
Bayern	23,5
Württemberg	17,6
Baden	24,5
Hessen	22,7
Mecklenburg-Schwerin	16,2
Mecklenburg-Strelitz	4,2
Anhalt	19,6
S.-Weimar	26,2
S.-Koburg-Gotha	10,6
S.-Meiningen	21,1
S.-Altenburg	36,8
Reuß j. L.	31,5
Reuß ä. L.	10,5
Schwarzburg-Sondershshn.	6,0
Schwarzburg-Rudolst.	12,2
Braunschweig	25,1
Oldenburg	16,7
Birkenfeld	75,8
Schaumburg-Lippe	—
Kippe-Detmold	—
Hamburg	50,9
Bremen	40,2
Lübeck	44,8
Elsrß-Lothringed	4,1

E. Domansky-Davidsohn, Großbetrieb als Organisationsproblem, a. a. O., S. 98 f.

ライキ統計で一企業あたり参加人員二〇人前後という数字から、DMV組合員の圧倒的多数が中小企業労働者であったことがあきらかである。この点の有力な間接証明として、そしてまた事態の別の側面をあきらかにするために、DMV組合員の地域別組織状態をみておこう。一九〇七年にDMVは全国で金属機械労働者の一七・四%を組織化していた。⁽²²⁾これをまず領邦別にみるとDMV組織率が全国平均をこえたのはザクセン、バイエルン、ヴェルテンベルグ、バーデン、ヘッセン、チュービンゲン地方の小邦など中部から南部にかけての諸領邦、それにハンブルグ、ブレ

ーメン、リニューベックというハンザ都市であった。これらの地方では古い金属手工業の伝統の上に二〇世紀初頭までに多数の金属機械工場が出現した。しかしその多くは中小工場であって、ハンブルグを除けば大工場は孤立した存在であった。これに対して主要な重工業中心地を領内にもち大工場と金属機械労働者の大半をかかえていたプロイセンでは、DMVの組織率は九%であって全国平均を大きく下まわった。そこでプロイセン領内の州別の状態をみると、ここでもやはり同様な傾向が確認できる。DMV組織率が全国平均をこえたのはベルリン(五三・七%)、ザクセン州(二二・五%)、ハノーフェル(二五・二%)などであり、大工場が集中し金属機械労働者が密集していたラインラント(五・七%)、ヴェストファーレン(八・三%)、シュレージエン(六・三%)、ブランデンブルグ(六・一%)はいずれもいちじるしく低率であった。ベルリンだけが例外で、大工場が多かったが同時にDMV組織率が全国最高をしめた。それはベルリンに精密機械工業が集中し熟練労働者の比率が高かったこと、そして三月革命以来の金属機械労働者の強力な運動の伝統が生きつづけたことによる。しかしベルリンでも二〇世紀にはいると大企業の合理化がすすみ、DMVの大企業内での足場がつきつぎと後退していく傾向があらわれた。この点は次節でくわしくみるであろう。ベルリンと正反対にDMVをまったくよせつけなかった地方は、ザールラントであった。炭鉄結合産業の中心地の一つであるこの地方は、ヘル・イム・ハウゼの典型として名高いシュトゥム財閥の指導のもとに地域ぐるみ反労働運動フロントを組織し、強硬な手段をもっていつさいの労働運動を弾圧し排除した。⁽²³⁾この地方のDMVの組織率は大戰直前にもゼロにひとしかった。⁽²⁴⁾したがってベルリンとハンブルグを例外として、大企業が支配的な地方でDMVの組織率がいちじるしく低く、中小企業が支配的な地方とあざやかな対蹠をしめていた。この事実
は、DMV組合員の主体が人口が密集する大工業センターの都市労働者ではなく、どちらかといえば周辺に田園を残

した地方都市の中小企業労働者であったことをしめしている。⁽²⁵⁾ これもまたD M Vの活動に影響を与えずにいかなかったであろう。ではなぜD M Vはルール、ライオンント、ザール、オーバーシュレージエンの大工業センターに密集する重工業労働者を組織化できなかったのか。この問題をめぐって当時おこなわれた論争でまず注目されたのは、重工業大企業の強力なヘル・イム・ハウゼ体制であった。⁽²⁶⁾ これは当然であろう。ヘル・イム・ハウゼ体制とはほかでもなく労働組合に敵対するために企業内に構築された臨戦体制だったからである。⁽²⁷⁾ そこでD M Vはヘル・イム・ハウゼ体制との正面きった対決を避け、工場内に潜入させたオルグナイザーによって底辺に秘密組織をつくろうとした。⁽²⁸⁾ しかしD M Vはこれにも失敗した。その原因としてあげられたのは重工業労働者の苛酷な労働負担による肉体的精神的消耗であった。重工業労働者をひろくおっている過度な疲労が労働運動に参加する活力を奪っている。⁽²⁹⁾ だがこの原因を発見することによってD M Vの論争は悪循環におちいった。労働条件を改善するために組織の確立が必要であるが、組織を確立するためには労働条件の改善が必要である。結局D M Vの重工業労働者の組織化の努力はここで立ち止ってしまったのである。実はこの問題も前二項と同じくD M Vの活動が熟練労働者むけの活動に終止したことに根本原因があった。重工業大企業労働者のほとんどは半Ⅱ不熟練労働者であった。したがって彼らを組織化するためにはD M Vとその活動がこの目的にふさわしい脱皮をとげる必要があった。しかしD M Vはこれをためらったのである。そうであるかぎりD M Vが大企業労働者の組織化に失敗したのは当然の帰結であった。

以上のようにD M Vは組合員の熟練労働者へのかたより、組合員の激しい流動と交替、大企業労働者の欠落という重大な弱点のために、産業別労働組合を確立したとはとうていいえなかった。⁽³⁰⁾ その原因が半Ⅱ不熟練労働者の組織化の失敗にあったことはすでにみたとおりである。産業発展の新しい時代に即応すべく産業別労働組合への発展をめざ

したDMVの発足時の理念は、色あせ見捨てられたかのようにであった。たしかに当時の条件のもとで右の弱点を克服し、産業別労働組合の理念を現実化することは、きわめて困難だったにちがいない。DMVに普通のいみですぐれた指導者や活動家がいなかったわけではないし、彼らに時代認識が欠けていたのでもない。実行された努力もすくなくとも彼らの立場から考えぬいたかぎり誤ってはいなかった。とすれば、これらの弱点は歴史の流れのみが解決しうる必然的限界ではなからうか。⁽³¹⁾ こうしてDMV指導層が可能と思われたすべての努力のあと歴史的限界に慰めを求めたとき、しかしその背後でDMV組織を根底からゆるがす事態が確実に進行していた。一九一三年にDMV組合員がはじめて一万六六一三人という大量の減少を記録した事実が、これを暗示していた。⁽³²⁾ この減少を景気後退にもなる当然なものとなりきるには、事態は異例にすぎた。それまでDMV組合員が減少したのは一八九五年に二一七人、一九〇八年に一三一人と二〇年間に二度だけ、しかも微々たるものであった。景気後退期には新組合員が減少したが同時に脱退組合員も減少し、さしひきほぼ均衡がもたれるのが通例であった。ところが一九一三年には新組合員の減少に脱退者の減少がともなわず、むしろ脱退者が増加して過去最大数を記録した。⁽³³⁾ 均衡が破綻した。なにかが起っていることが明らかであった。すでに述べた一九一〇年以後のDMV組合員のストライキ運動のにわかな活性化も、これと関連していたはずである。しかしDMV指導層がこれをどう認識していたかは、論争が本格化する以前に戦争が始まってしまったために不明である。したがってここでは当時の議論をとびこして、こんにちの視点からつぎのような一応の結論をひきだすことが許されよう。

ドイツ金属機械工業が、資本主義の世界的な新基軸産業としての地位にふさわしい急激な発展をとげる過程で、資本蓄積の強力な手段として大規模かつ徹底した技術革新を追及したことはいうまでもない。それはつぎつぎに新産

業部門を登場せしめると同時に、すでに産業的に確立した部門では生産過程の徹底した合理化が推進された。この結果、労働力市場が急速に拡大していくなかで金属Ⅱ機械労働者集団の内部に複雑多様な利害関係の交錯が生じた。一方で機械による熟練労働の代替が熟練技能価値の低下 Degualifikation をもたらしたとすれば、他方でそれは半熟練労働者の社会的定立 Sozialisation をうながし、また不熟練労働者に半熟練労働者への上昇 Aufsteigen の機会を与えた。さらに経営Ⅱ労働組織の合理化の名のもとに意図的にこまかく区分された等級づけが、熟練、半熟練、不熟練の区分とは別に労働者に与えられ、彼らの自意識を攪乱した。高度な専門技能をもつ機械組立工からたったいま農村からでてきたばかりの清掃夫まで、たえまなく流動する労働者集団を境界のはっきりしない格差のシムペクトルムがすっぽりとおおった。細分化された利害が個人レヴェルにまで分断を深めた反面、かつての熟練労働者と不熟練労働者のあいだによこたわっていた深淵はいまや絶対的でなくなり、金属Ⅱ機械労働者を複雑で不透明であるが一つの集団としてとらえることが現実的に可能となった。こうした集団こそ新しい理念としての産業別労働組合の社会的基礎であり、その運動を支え育てる豊かな土壌であったろう。しかしこの基礎から実際に運動が成長し確立していくには、この大集団の内部で複雑に交錯する利害をどう調整するかというきわめて困難な問題を解決しなければならなかった。そしてそれはごく一般的に言って、変動の激しいこの時代には既成利害の担い手が犠牲を惜しまない譲歩によって新興利害の担い手を吸収、統合しつつ、みずから新しい利害の担い手に脱皮していく以外になかったであろう。DMVの既成集団であった熟練労働者は、新興集団として台頭してくる半Ⅱ不熟練労働者を吸収、統合するために自己の「社会的財産」を危険にさらすことをためらった。彼らは合理化によって熟練労働の分解が進行することに危機感をいだきながら、他方で急激な発展によって熟練労働に対する新しい需要が増大していくことに眩惑された。彼らの

伝統的職場が大企業に発展し合理化が始まり熟練労働が不要になったとき、新しく登場した部門が合理化以前の条件で彼らを迎え入れるということがしばらくつづいた。そのかぎりでは彼らは産業発展と合理化がいきづく究極の結果を暫時、執行猶予された。彼らは危機を感じていただけに自己の既成利益の防衛に眼を奪われ、半熟練労働者がいかなるいみで新しい利害の担い手であるのか、そしてそれが自己の利益といかなる共通性をもつのかを見抜かなかつた。彼らは半熟練労働者や重工業大企業労働者の抵抗闘争との連帯を確立するために払うべき犠牲を惜しみ、努力を怠った。それは自己の利益をも真に見抜き防衛することではなかつたのである。一九〇七／〇八年の景気後退のあと、新部門の出現が相対的に減少するなかで既成部門の合理化が一段と徹底されると、彼らの立場の基本的な不安定性がにわかには暴露され、それまでの手段では彼らの「社会的財産」が効果的に防衛されなことがあきらかとなつた。一九一〇年以後のD M V組合員のストライキ運動の活性化はその反映であり、新しい防衛手段の模索にはかならなかつた。一九一二／一三年の景気後退がさらにこの危機を深めた。いまや産業発展と合理化のいきづく究極の結果が猶予も容赦もなくD M V熟練労働者集団をとらえ始めた。それは彼らが半熟練労働者と本質的に同じ立場にあること、したがって半熟練労働者との真の連帯が可能であるばかりでなく彼らがおちいった危機から脱出するゆいつの道であること、彼らがそれをためらえばためらうほど彼らの「社会的財産」が資本蓄積の強行手段によつてますます解体させられていくこと、こうしたことを雄弁にものがたつていた。しかしこの事態に対処し新しい道をすすむためには、D M Vの根本的な改革が必要であつた。D M V指導層にはその決意も準備もなかつた。これが本節の一応の結論である。その結果はのちに第四節でみるであらう。

しかしそのまゝに全過程を根底において規定した金属機械工業の資本蓄積と合理化の過程、そしてこの結果とし

ての労働条件の変化と金属 \parallel 機械労働者をおおった不安定で不透明な利害関係のシムペクトルムを次節で考察しなければならぬ。

(576)

(1) Domansky-Davidson, Großbetrieb als Organisationsproblem des DMV, in: Arbeiterbewegung und industrieller Wandel, Hg. von H. Mommsen, a. a. O., S. 98 ff.; vgl. auch E. Brockhaus, Zusammensetzung und Neustrukturierung der Arbeiterklasse, a. a. O.; Der Deutsche Metallarbeiter Verband in 1903, ... 1913. Jahr- und Handbuch für Mitglieder, hg. v. Vorstand des DMV, Stuttgart 1904, ... 1914.

(2) 金属・機械工業の労使協議制は、すでに一八四八年の三月革命期にその端緒がみられる。島崎晴哉『ドイツ労働運動史—根源と連続性の研究—』青木書店一九六三年、二五五ページ。しかしそれがあつていど普及したのは一八七〇/八〇年代になつてからであり、初期の労働組合運動の影響下に工場扶助金庫、就業規則、安全問題とも関連して多くの工場に登場し、長き評議会 *Ältestenräte*、代表者会議 *Vertrauensmännerkollegium*、労働者評議会 *Arbeiterräte*、工場委員会 *Betriebsausschüsse* など多様な名称で呼ばれた。一八八八年にハマグ社ベルリン工場で設置された「労働者評議会」は「雇用主と労働者のあいだを仲介」し「親方と労働者の関係を改善する」ことを目的とした。これらの労使協議制は一八九一年の營業条例の改正により労働者委員会 *Arbeiterausschüsse*、調停委員会 *Schlichtungskommission*、營業裁判所 *Gewerbegericht* などに制度化されたが、義務的でなくその実態と機能はいぜん多様であつた。しかしこれらのほかにもっと不定形な、たとえば労働者の苦情処理のための代理人といつた形の慣行によるものが多く、先にみたDMV専従役職員の主要な任務の一つとなつていたことを忘れてはならない。一般に労使協議制は大企業では経営主導的になりがちで、このためDMVとSPDは一八九一年に労働者委員会の制度化に反対したが、レーヴェ社の例のように委員の選挙をつうじてDMVが有利な地歩を獲得したばかりすくなくあつた。M. Borgmann, Betriebsführung, Arbeitsbedingungen und die Sozialfrage, a. a. O., S. 119-125; Joachim Rückert und Wolfgang Friedrich, Betriebliche Arbeitersausschüsse in Deutschland, Großbritannien und Frankreich im späten 19. und frühen 20. Jahrhundert. Eine vergleichende Studie zur Entwicklung des kollektiven Arbeitsrechts, Frankfurt a. M. 1979, S. 15-31; Wolfgang Rensch, Handwerker und Lohnarbeiter in

der frühen Arbeiterbewegung. Zur sozialen Basis von Gewerkschaften und Sozialdemokratie im Reichsgründungs-jahrzehnt, Göttingen 1980, S. 143-184.

- (e) Rensch, Handwerker und Lohnarbeiter, a. a. O., S. 11-20; Vgl. Wilhelm H. Schröder, Arbeitergeschichte und Organisationsverhalten im 19. und frühen 20. Jahrhundert, Frankfurt a. M. 1978.
- (f) A. Klönne, Die deutsche Arbeiterbewegung, a. a. O., S. 108 f.
- (g) Heidrun Homburg, Anfänge des Taylorssystem in Deutschland vor dem Ersten Weltkrieg. Eine Problemskizze unter besonderer Berücksichtigung der Arbeitskämpfe bei Bosch 1913, in: Geschichte und Gesellschaft Jg. 4, 1978, S. 189.
- (e) Domansky-Davidsohn, Großbetrieb, a. a. O., S. 109 ff.
- (7) ヲルリ金属労働者一般組合が一八九一年にDMAの参加を拒否した理由の一つがDMA組合費が高額だったことにある。当時ヨルリ組合の組合費が週一〇ペニヒであり、DMVは一五ペニヒであった。DMVは共済制度を充実させるために、毎週一九〇〇ペニヒ課金額を週一〇ペニヒに抑えた。Borgmann, Betriebsführung, a. a. O., S. 146 Anm. 13; 75 Jahre Industriegewerkschaft, a. a. O., S. 108.
- (e) Siehe Schönhoven, Expansion und Konzentration, a. a. O., S. 151-178; ders., Gewerkschaftswachstum, Mitgliederintegration und bürokratische Organisation, in: Arbeiterbewegung und industrieller Wandel, a. a. O., S. 16-37; Domansky-Davidsohn, Großbetrieb, a. a. O., S. 109 ff.
- (e) Schönhoven, Expansion, S. 157, 159, 161.
- (f) Schönhoven, Gewerkschaftswachstum, a. a. O., S. 27.
- (f) Siehe Schönhoven, Expansion, S. 198-221.
- (f) Domansky-Davidsohn, Großbetrieb, a. a. O., S. 103.
- (f) DMAZ v. 29. 10. 1904, v. 28. 10. 1905. u. a.
- (f) Domansky-Davidsohn, Großbetrieb, S. 100 f. Anm. 15, 16, 17, 18.
- (f) Schönhoven, Gewerkschaftswachstum, S. 30.

- (91) Schönhoven, Expansion, S. 161.
- (71) Der Deutsche Metallarbeiter-Verband im 1911. Jahr- und Handbuch für Verbandsmitglieder, hg. vom Vorstand des DMV, Stuttgart 1912, S. 15 ff.; Schönhoven, Expansion, S. 173.
- (91) 組合員の意識の急激な原因は「組合員」の急激な増加によるもの、siehe Schönhoven, Expansion, S. 178-198.
- (91) Domansky-Davidsohn, Grobbetrieb, S. 111.
- (92) 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 134 ff.; Klönne, Die deutsche Arbeiterbewegung, a. a. O., S. 109; Karl Ditt, Probleme gewerkschaftlicher Organisation in der Metall- und Textilindustrie Bielefelds 1890-1914, in: Arbeiter in Deutschland, hg. von Langewiesche und Schönhoven, a. a. O., S. 221-239, hier S. 221 f.; Domansky-Davidsohn, Grobbetrieb, S. 101 ff.
- (12) 75 Jahre Industriegewerkschaft, S. 132.
- (32) Domansky-Davidsohn, Grobbetrieb, S. 96.
- (33) Vgl. Fritz Hellwig, Carl Ferdinand Frhr. von Sumpff-Halberg 1836-1901, Heidelberg 1936.
- (34) Schönhoven, Gewerkschaftswachstum, S. 24.
- (25) ライン・ヴェストファーレンの重工業地帯をかかえるDMV第七地方本部において組織率が高かったのはビーレフェルトのミシン・自転車工業、ソーリンゲンの鋼製品工業、レムシャイドの器具工業、ヴァッパートル地方の金物工業、デッセルト・プロヒマルツ地方の小型鉄製品工業であった。Domansky-Davidsohn, S. 99.
- (92) Domansky-Davidsohn, Grobbetrieb, S. 102 ff.; DMAZ v. 23. 3. 1895, v. 1. 6. 1895 u. a.; vgl. Die Schwerindustrie im deutschen Zollgebiet, ihre Entwicklung und ihre Arbeiter, hg. von Vorstand des DMV, Stuttgart 1912.
- (27) ヘル・イム・ハウゼ体制の企業福利制度は、労働組合に対する強力な攻撃のための武器であった。その概要については拙稿「ヘル・イム・ハウゼ体制と企業福利制度」前出を参照せよ。野村正実『ドイツ労資関係史論—ルール炭鉱業における国家、資本家、労働者—』御茶の水書房一九八〇年は「ヘル・イム・ハウゼ的労資関係」について意欲的なモノグラフであるがその概念の理解には問題がある。同書にたいする筆者の書評『経済学批判』一一号（一六四ページ以下）を参照されたい。

